

第3編 行政システム改革

1 新たな行政システム改革の基本的な考え方

行政システム改革を行う目的は、県が県民に提供する行政サービスのコストは県民の税負担などにより賄われているという原点に立ち返り、県民の視点から、最少の経費で最大の効果が得られるよう、簡素で効率的な行政システムを構築することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けた施策を展開できる行政主体としての体質を改善・強化することにある。

現在、地方分権改革の推進や市町村合併の急速な進展、危機的な財政状況など、県を取り巻く環境は急激に変化しており、新たな行政システム改革においては、こうした分権改革や財政健全化などの視点を踏まえたものにする必要がある。

このため、「第二次行政システム改革推進計画」の骨格において示された次の3つの基本的な視点に基づき、県の行政運営全般にわたる抜本的な改革を推進すべきである。

- 「分権型行政システムの構築」
- 「より効率的でスリムな県庁の構築」
- 「県民起点と成果重視の組織風土づくり」

2 「分権型行政システム」づくり

市町村合併が現実のものとして進展し、基礎自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある本県において、国・県・基礎自治体や行政と民間との新しいパートナーシップの下で、行政サービスがより効率的・効果的に提供される「分権型行政システム」の構築に向け、分権改革と連動した取組みを行うべきである。

3 スリムでスピーディーな「組織」づくり

県の組織・機構は、行政需要の変化に即応して事務事業をより効率的、効果的に執行できるように編成すべきであり、県と基礎自治体、行政と民間の新たな役割分担や、交通機能の発達による生活圏の拡大、情報通信網の整備など新しい状況変化を踏まえた上で、より良い行政サービスを的確かつスピーディーに提供できるスリムな組織づくりを行う必要がある。

(1) 本庁・地方機関の組織見直し

ア 本庁組織の再編

本庁組織については、県から基礎自治体への権限移譲を積極的に推進するとともに、道州制も視野に入れた、広域自治体としての機能強化を図る必要がある。また、縦割行政の弊害を是正し、施策の総合的、効果的な展開が図れるよう、類似、関連業務を実施している部門の統合など組織再編を検討すべきである。

イ 地域事務所の再編

(ア) 地域事務所制の見直し

「総合行政の展開」、「市町村の広域行政の総合支援」、「個性豊かな地域づくり」、「事務処理の効率化」を推進するため、平成13年4月に設置した地域事務所においては、地域発展プランの策定や市町村合併の推進など、「市町村の広域行政の総合支援」、「個性豊かな地域づくり」において一定の成果を上げてきたほか、地域課題への取組みや部局をまたがる危機管理事案への対応など、地域事務所としての強みを発揮してきた。

一方、市町村合併が進むことによって、「市町村の広域行政の推進」については、所期の目的をほぼ達成するほか、管内市町村数が減少することで、これまで地域事務所が果たしてきた、管内市町村間の調整機能なども縮小していくなどの状況変化が生じている。また、今後、基礎自治体への事務・権限の移譲を本格化することとしており、地域事務所の機能や体制、所管区域などについて見直す必要がある。

また、地域事務所が行っている業務についても、県と基礎自治体との役割分担を踏まえ、住民に身近な行政サービスはできる限り基礎自治体へ移譲するとともに、引き続き県が行う必要のある業務については、現地性・専門性・広域性など業務の性質に応じ、本庁と地方機関の役割を見直すべきである。

a 地域事務所の再編の考え方

基本的な考え方

- ・ 計画期間中においては、基礎自治体への事務・権限移譲の円滑かつ確実な推進と、移譲後のフォローに万全を期すため、地域事務所制を維持しつつ、市町村合併による基礎自治体の広域化へ対応する

ため、事務・権限移譲等が一定程度進展した段階で、現在の7地域事務所体制を3～4所に再編すべきである。

- ・ また、事務・権限移譲や業務の集約化等に伴い、体制が縮小した事業局や支局等については、計画期間を通じ、統合等を進めていく必要がある。
- ・ 将来的には、法改正を伴うものなどのさらなる権限移譲を進め、道州制の議論の方向性等を踏まえながら、地域の総合行政は基礎自治体に委ね、地域事務所の現地事務所化など、必要最小限の効率的な体制を目指すべきである。

b 再編後の所管区域

再編後の所管区域について、県から次の3区域案と4区域案が示されたところであるが、この区域案のいずれが適切かについては、住民の生活圏や歴史的・地理的背景、市町村合併後の市町数、行政効率などを総合的に勘案するとともに、地元の意見も十分に踏まえ、県において決定することが適当である。

3区域案		4区域案	
仮称	現在の地域事務所	仮称	現在の地域事務所
西部地域	広島 芸北 呉 東広島	西部地域	広島 芸北 呉（江田島市に限る）
		中央地域	呉（江田島市を除く） 東広島
東部地域	尾三 福山	東部地域	尾三 福山
北部地域	備北	北部地域	備北

(イ) 支局・分室等の見直し

支局・分室については、一体化することなどにより機能強化を図ることができるものについては、市町行政の広域化の状況や事業量の推移、災害対応等の事務執行の在り方などを踏まえ、統廃合等を進めるべきである。

また、特定の事業実施などのために設置されている事業所についても、その目的の達成状況や事業量の推移などを踏まえ、統廃合等を進めるべきである。

ウ その他の地方機関の再編

県の役割分担の明確化や組織・機構の簡素，効率化の観点から，個々の地方機関ごとに事業の見直しを行った上で，組織の廃止・縮小，運営方法の見直し等を検討すべきである。

また，教育事務所についても，地域事務所との整合性を図るべきであり，今後の地域事務所の再編方向に留意しつつ，執行体制及び所管業務，所管区域等の見直しを検討すべきである。

エ 試験研究機関の見直し

環境問題や産業振興など横断的・融合的な取り組みが必要な研究課題が増加していることなどから，研究開発の推進に当たっては，県の総合力を発揮して取り組むことが求められており，県財政が逼迫する中，「選択と集中」による明確な方向性を持った研究開発の推進ができる管理運営体制の構築や弾力的な財務運営が可能な仕組みづくりなど総合的研究開発機能を強化すべきである。

オ 公の施設の見直し

公の施設の在り方については，社会的・経済環境の変化や利用状況等に応じて検討を行うとともに，指定管理者制度の活用や民間委託の拡大など，効率的・効果的な管理運営に向けた見直しを行うべきである。

カ 地方独立行政法人化

地方独立行政法人法の制定により，地方自治体の自主的な判断に基づき，地方自治体とは別の法人格を有する団体（地方独立行政法人）を設立することが可能となったことから，地方自治体における行政改革を一層推進していくために，「自立かつ弾力的な業務運営」，「適切な事後評価」，「評価に基づく見直し」を仕組みとして取り入れた地方独立行政法人制度の活用を図るべきである。

（２） 定員の適正管理

危機的な財政状況の下，事務事業や組織機構の徹底した減量化や効率化，基礎自治体への事務・権限の移譲を考慮しながら，職員数の見直しを行うべきである。

なお，平成 15 年 12 月に県が策定した財政健全化に向けた「具体化方策」の集中対策期間である平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間の目標として掲げた 1500 人を上回る削減を着実に実施するとともに，平成 19 年度以降について

も、さらなる職員数の見直しに取り組むべきである。

(3) 事務事業プロセスの見直し

県民の誰もが、いつでも、どこからでも、安全に行政サービスにアクセスし、その便益を広く享受できる IT 社会にふさわしい環境（電子県庁）を構築するとともに、社会・経済的環境の変化により、その必要性が失われたような県の条例等に規定する各種規制・手続については、廃止・緩和を推進するなど、県民サービスの利便性、迅速性の向上を図るべきである。

情報基盤の高度活用を図り、事務事業プロセス全般に対する効率化を推進するとともに、多様な勤務形態の職員による効果的な業務執行等を通じ、人件費を含めたトータルコストの視点から、県の行政組織等の徹底した減量、効率化を推進すべきである。

(4) 改革の推進に向けた情報基盤の活用

県民が安心して、安全に、24時間・365日いつでも、必要な行政サービスにアクセスし、その便益を広く享受できる環境づくり（電子県庁の構築）に取り組むべきである。

また、行政 LAN・WAN 整備等（パソコンの一人1台体制の確立等）を活用し、業務プロセスを改革するなど、情報基盤のさらなる活用を図るべきである。

(5) 県出資法人の見直し

県出資法人は、県の行うべき分野を補完・代替・支援する役割を担ってきたが、現在、県をあげて取り組んでいる分権改革を踏まえ、県出資法人についても、その役割や事務事業の見直しを進め、今後の必要性に照らして存在意義が低下した法人について統廃合を促進すべきである。

また、自律的経営を図る観点から、県からの職員派遣による人的支援や補助金の支出などの財政的支援の内容を見直し、独立した法人として経営責任の明確化を図るとともに、県の財政健全化も踏まえ、より効率的で健全な経営体制の確立を進めるべきである。

具体的には、県出資法人について、県行政の担うべき役割や社会経済情勢の変

化を踏まえ、法人ごとに「見直しの方向」を定め、それに基づく実施計画を策定し、着実な見直しを進めるべきである。

<見直しの方向>

- ・役割終了等により、法人の業務縮小や廃止に向けて、協議・調整を行うもの
- ・自律的運営を図るため、県の人的・財政的支援を廃止・縮小に向けて協議・調整を行うもの
- ・効率的・効果的運営を求めるもの
- ・法人の自主的な運営に委ねるもの

このほか、より効率的・効果的な法人運営を県民の理解を得ながら行うため、監査・検査体制の充実、透明性の向上、効率的な資金運用等についての取組みも検討すべきである。

4 県民起点による成果重視の施策展開ができる「仕組み」づくり

限られた行政資源（人・モノ・金）で、県民が納得できる良質の行政サービスを提供していくため、県の施策について、達成すべき明確な目標を定め、成果等を適切に把握・点検することにより、施策・事務事業の一層の効率化・重点化を図るべきである。

また、県民が施策の必要性や効果を検証でき、県民のより多くの意見が施策に反映できる仕組みづくりに取り組むなど県民参画型の県政を推進することにより、県民起点による成果重視の施策が展開できる行政運営の確立を目指すべきである。

(1) 成果重視の行政運営の確立

真に県民の期待に応えうる施策の推進を図るため、県が平成14年度に導入した施策点検システムを持続的に改善し、行政のマネジメントサイクル（PLAN（計画）-DO（実践）-CHECK（自己点検）-ACTION（行動））の中で、施策の見直し・立案、予算編成等へのさらなる活用を図るなど、実効ある制度に高めていくべきである。

(2) 県民参画型の県政の推進

県民に対し、できる限り多くの行政情報を、迅速に、分かりやすく提供するな

ど、県民との情報の共有化を促進し、県政に対する理解を深めてもらうことで、透明性の高い県政の実現を図るべきである。

また、県民参画型の県政を推進するため、積極的な情報提供を実施するとともに、県民に対する説明責任の徹底を図り、より多くの意見が施策へ反映できる仕組みづくりに取り組むべきである。

5 元気な広島県を支える「人」づくり

「組織は人なり」の観点から、平成14年3月に策定した広島県人材育成基本方針の具体化を通じて、新たな行政システム改革を着実に推進し、「元気な広島県づくり」に向けた施策を積極的かつ戦略的に展開するための担い手となる職員（人材）を育成し、その意識改革を図るべきである。

（1）採用から異動、研修、評価までトータルな人材育成システムへ

他団体との人事交流の拡大、能力・実績の適切な評価など、採用から異動、研修、評価、処遇までの中長期的な視点を持ったトータルなシステムを整備するとともに、民間実務経験者等の幅広い人材の確保に努めるべきである。また、職員の多様なキャリアニーズに対応するため、複線型人事システムへの移行を検討する必要がある。

（2）組織の総合力を高める給与制度等の見直し

職員の能力を最大限活用し、組織としての総合力を高めるため、人事委員会の勧告制度を尊重しつつ、給与制度の見直しを進める必要がある。また、現在、国が進めている公務員制度改革では、公務員の給与体系について、今後、年功的な要素を縮小し、職務能力に着目した要素を拡大した構造の体系としていく方向にあり、国の動向も踏まえながら、広島県としても、職員の能力・実績を適切に反映した給与制度の導入を検討すべきである。

（3）職員一人ひとりに着目した能力開発へ

職員一人ひとりに適した方法により資質の向上を図り、個人の能力を最大限に活かしていくために、職員の能力、適性、経歴、実績などを的確に把握するとともに、その主体的な能力開発を組織として支援する必要がある。